

第三十四回 参議院建設委員会會議録第二十三号

昭和三十三年四月十九日(火曜日)午前
十時二十六分開会

委員の異動

四月十五日委員田上松衛君辞任につ
き、その補欠として東隆君を議長にお
いて指名した。
四月十八日委員東隆君辞任につき、そ
の補欠として田上松衛君を議長におい
て指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 稲浦 鹿蔵君
松野 孝一君
田中 一君

委員

小沢久太郎君
小山邦太郎君
田中 清一君
米田 正文君
内村 清次君
武内 五郎君
永岡 光治君
安田 敏雄君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君
村上 勇君

國務大臣

建設大臣 村上 勇君
政府委員 北海道開発庁 木村 三男君
建設大臣官房長 佐藤 健司君
鬼丸 勝之君

建設大臣官房長

鬼丸 勝之君

建設大臣官 高田 賢造君
房参事官
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員 有馬 元治君

説明員

労働省職業安定 局職業訓練部長 有馬 元治君

本日の會議に付した案件

○連合審査會開會に關する件
○建設法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから
建設委員會を開會いたします。

まず連合審査會開會申し入れの件に
ついてお諮りいたします。ただいま内
閣委員會に予備付託になっております
建設省設置法の一部を改正する法律
案につきましては、本日衆議院から送
付される予定でございますが、同案に
つきましては、内容に本委員會の所管
とするところに重要な關連を有する事
項がございますので、この際内閣委員
會對し、同案について連合審査會開
會の申し入れをいたしたいと存じま
す。さよう決定することに御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩沢忠恭君) 御異議ないと
認めます。それでは委員長はこの旨
内閣委員長に対し申し入れを行ないま
す。

○委員長(岩沢忠恭君) 次に建設法
の一部を改正する法律案を議題といた
します。

前回に引き続き質疑に入ります。御
質疑の方は順次御發言を願います。

○田中一君 私は建設大臣が出席して
から質疑をしたいと思います。すなわち、
さつそく、もう記者会見は終わつた
ろうから連絡をとっていただきた
い……。

建設大臣に伺いますが、今回の法律
改正によって、建設関係の技能者の格
づけと申しますか、これとともに、一
応の検定を行なつて、何をしようとし
るのか、目的が何か。少なくとも義務
教育制度というものがあつて、一応の教
育は日本の社会では行なわれておるわ
けなんです。特殊技能というものが本
人の意思によつてそれを持つておる
場合にはこれはあり得ます。自分の特
殊技能を選んだために、専門的教育機
関等にも行くことはありますが、少な
くとも法律でオベレーターという制度
を設けるというところは、これによつて
何かを得なければならぬと思つて、あ
るいは身分上の格づけか、ある
いは収入の点において特殊な手当をも
らえるとか、またはこれによつて職業
が安定するとか、少なくとも何らかの
それに対する反対の給付というものが
行なわれるのが常識でございます。前
回の委員會には建設大臣がおられたか
どうか知りませんが、なおさらのこと
伺いますけれども、あなたの方の所管
している北海道開発庁でも同じような
訓練を行なつておられます。建設
省の場合には、もはや昨年本年を通じ
て、これらの訓練と申しますか、講習
を行なつて一応の合格者もあつたよう

に聞いておりますけれども、一体何を
なそうとするのか、法律改正によつて
何をなそうとするのか、オベレーター
たるための勉強をして、そうして何を
得るかという点について、はっきりし
たものを伺いたいと思つて、はつきりし
たいと思つて、この検定の効
果をいたしましては、技術者の地位の
向上が期待される、ひいては工事の能
率化、また建設工事の事故防止から、
進んでは建設工事の質の向上等に寄与
するといふことを重点に考えておるの
であります。ただいま御指摘のよう
に、これによつて職業の安定あるいは賃
金等特別な本人の恩恵といふことにつ
きましては、この法律では取り上げて
おりませんけれども、私はさういふこ
とによつて、次の時期にはさういふよ
うなこともだんだんと考えていかなけ
れば、せつかく本人が一つの技術検定
に合格しても、ただ単に自分の技術検
定を認められたといふことだけでは、
何ら利益がないといふことから、さう
いふことも十分今後考えるべき問題だ
ろう、かように思つております。

○田中一君 どうもあいまいな答弁で
あつて、いふのは、今義務教育が
六・三の義務教育になつております
が、今回のこの法律改正によつて、あ
なたの方の直接の部下、末端における
ところの建設省並びに北海道開発局の
部下たちは一応強制された形になつて
おるのです。さうではないのだ、希望
者を募つておるのだと申しますけれど
も、そこに何らかの期待といふものが
持たなければならぬと思つて、

せんたつて官房長は、そのオベレー
ターの資格をとつたからといって、そ
れは職階あるいは賃金等に何ら關係は
ないのであるといふようなことを言つ
ております。しかしながら今大臣の言
葉にあるように、建設工事の能率化と
いふ点を考えるならば、当然これは、
それに対する利益はだれが受けるかと
いふことになりまして、やはりその企
業者なり事業主体なりがその利益を受
けるはずなんです。これに対して反対
給付がないんといふことはあり得な
いのです。これは労働者に対すること
の労働強化です。労働者の労働によ
つて、余分の利益を生ずるということ
になるという解釈をされなければなら
ぬと思つて、従つてただ単に教育
すればいいのだといふことだけに止
まりません。やはり何か考えておら
れると思つて、あるいは職場内における
訓練にしても、またこの法律の制定に
よつて、重機械を操作するところのオ
ベレーターの訓練所といふものが私企
業として出現するかも知れません。そ
の場合にあなたの方の考へておる日本
の公共事業なり建設事業といふものが
全体の、国民全体の利益のために行な
れておる公共事業です。これはは國が
利益を受けるならば、労働力をぶち込
むところの労働者が、これに対すると
ころの反対の給付を受けなければなら
ぬと思つて、これ、当然だと思つ
て、それらのものが考えられない
といふことはこれはあり得ないと思
つて、その点もう一べん伺つておきた
い。

が、実際に労働者のために希望を与え、そうして生活が楽になるような方向に向かっているという自信があるならば、今の御答弁だけでは足りません。もう少し将来どうあるべきかということ。それから単なるオペレーターだけではごさいません。有馬訓練部長も来ておりますけれども、今日の建設界というものは、もはや建設業者自身が仕事を受けることのできないくらいに飽和状態になっております。率のいい仕事でなければ受けておりません。一面、地方におきましますところの中小業者は、破産、倒産が行なわれておるのであります。労働者がやはり希望を持つ会社には特に集中されておることは、これはまああなたが御存じの通りです。従つてオペレーターだけの問題を取り上げるのではなくして、あなたが予算をとる、そうして公共事業としてあらゆる面で国の富をふやすための施策をとつておる責任者として、当然建設労働者全般に対する施策があなたの頭の中にも生まれてなくちゃならぬと思うのです。私も、この法律案に対して賛

の施策を施すだけで、雇用の問題は、何ら考慮されないで、主として事務屋が事務的に検定を行なっているという現状から見る場合には、あなた自身が、そういう何といいますが、関心を表示しにならないことがまことに残念なんです。私は鬼丸君から一つ建設大臣に十分に資料を出して、一体二年前に制定された職業訓練法の中で、あなたに事業の末端における労働者が何種類あって、それらがどういう実態であるかということをお知り願いたいと思うのです。そうして全体の、民間におきまますところの、総じての建設労働者、同時に北海道開発庁でも今やろうとしておるところのオペレーター等との検定を所内でやろうとしております、これに対する御見解、並びに建設大臣は、昨年度、本年度を通じて検定を行ない、資格をやったという若い諸君に対する将来の考え方、基本的な態度を一つ明らかにして御答弁おき願いたいと思います。

○國務大臣(村上勇君) 先ほどの御質問の、いわゆる国家公務員、あるいは

私は必ずそこに賃金のいささかの開きができてくるのじゃないか、またこれが当然だと思つております。しかし国家公務員の場合は、先ほども申しましたように、一つの、一応現在の現状では、これはまあ榮譽ということでありますが、将来については、その公務員が、それだけの称号をもらつて、それだけの資格を持つて、たとえば業界に入つて、あるいはまたその他のいろいろな場合に、優遇、厚遇されるという事はこれは当然だと思ひます。そういうふうな点で、私どもとしては、ここで一つの資格を与えるということ、本人の勉強したことが資格となつて、それがむだにならない、また自分で事業を興へす場合も、必ず今の公務員の中からも、それだけの資格を持つておれば、将来りつぱな業者にもなり得る、独立して自分で事業もやり得るというふうな人も出てくると思ひます。そういうふうな意味から、そこにこの技術検定の意義が非常に出てくるのじゃないかと思つております。そういうふうなことで、まあ詳細にわたつ

した。その答弁で、非常に大きな、あなたの部下の北海道開発庁の労働組合なり建設省の労働組合なりがショックを受けるのである。この点は、そこにはまるだらうという予想を持っておつたところが、とうとうはまっちゃつたのですが、これは重大な問題ですよ。私はそやういふ格差があり得るということの前提には、生活し得る最低賃金制というものが完全に実施されなければならないと思ふのです。この公務員も、たとへば月に五万でも十万でも日本の国民の一人として、電気関係の三種の神器くらい持てるような労働者の生活の実態が確立されて後に、あなたの考えておられるような技能によるところの格差等は当然持たなければならぬと思ふのです。これは決して資本主義社会ばかりではございません。社会主義社会にも、共產主義社会にも、かかる賃金体系というものが現存しておるのでございます。前提となるものは何かと申しますと、どこまでも生活し得る最低賃金制の確立です。従つて今の言葉は、どうも不穩當でありますから、はつ

○國務大臣(村上英吉) これはどうも私の舌が足りなかつたかもしれませんが、これは田中委員非常に誤解されてゐるので、私の申し上げましたのは、いゝゆる土建でいへば土建業者に入る場合には一、二、この検定を取つて、そうして入つて、三といふような、一等大工といふようなことになれば、これは大工さんの場合と違ひますが、それすれば、やはり能率を賣うから、業者の場合にはそういうことがあり得るでしょう。先になつてくれればそういうことになるでしょう。しかし国家公務員の場合にはそういうことはできないから、だからまあ今、現段階においては榮譽といふことで、この称号をもらうことは榮譽にすぎない、榮譽にしたいだきたい。しかしその国家公務員も、この検定を取つておる公務員が、もしもこの公務員をやめて、そうして業者に入る場合、あるいはまた本人が独立して事業をやる場合といふようなことを考えますならば、そういうような別の列にいつた場合には、やはり称号を持つておる方が都合がいいんじや

ないか、というように私申し上げたので、よしんば検定による称号をもらつたとしても、今の公務員法、あるいは公務員の給与の体系段階から、この人だけに賃金あるいはその他の待遇で優遇した場合に、これはもう先ほど申しましたように、この試験は取らぬけれども、それ以上の得意な、それほどが非常に速者であるとか、あるいは製図を書けばとにかく非常に製図がうまいとか、こういうような特別な技能を持った人がほかに一みなそれぞれ人間には一長一短がありますから、そこで、これらの人たちに賃金の差別をすゝるといふことは、これは不可能でありますから、この称号を取つた人は、まあ現段階においては榮譽というにしたい。ただし業者の場合には、これは業者は能率のみを標準にしてやっておりますから、業者の方ではそれぞれその考慮を払っていくだろう、私はこう思っておりますから、その点はあなたと全く私の意見は一致しております。どうぞ御了承願います。

○田中一君 ところが同じ政府の機関で国鉄は違ふのです。国鉄の給与体系は、国家の試験を受け、免状を持つてゐる者に対しては、その技能に対するところの特別手当を支給されてゐるのです。よろしくごさいますか。一昨々年に建築士という称号を通過措置によつて検定で与えられた、これら二級建築士は、二級建築士に見合う手当というものを支給されてゐるが実態なんです。従つてなぜ国鉄はかかる手当を支給するかと申しますと、国鉄が持つておりますところの全部の事業のうち、優秀な技能を持つてゐるといふ、技術の向上に対して希望を持たせ

ようというところにそのねらいがあるうかと思ふのです。でありますから、しよせん北海道開発局にいたしまして、運輸省の港湾建設局にしまして、建設省の地方建設局にしまして、これらの諸君が現業的な立場に立つた場合には、おそろくこれらの制度は、働く労働組合の諸君とともに話し合つて確立するであらうと考えておるのです。

そこで有馬さんに伺ひたいのです。が、職業訓練法という法律は強制されておるものじゃないですか。東京に数方といわれている大工の中でも、たかだかそれだけの資料によつてもわかるように、一級、二級合せて二万名程度のものです。一体民間においてこの一級技能士、二級技能士という資格を取つたから、今建設大臣が言うように高い評価で雇ひようという事になりますと、これはまた問題なんです。国が六・三制のほかに三年間というものを、中学卒業生というものにこの機関で技術教育を施すというこの積極さがあるならば、これはわかります。日本の建築労働者の多くは文字に親しまないで、物そのものに自分の技術をぶつけてゐるのが現状なんです。いわゆる徒弟制度によつて今日その技術が伝承されてきてゐる、保存されてきてゐるというのが現状なんです。ところが労働省の職業訓練法には、この程度の、有馬訓練部長がせんだつても言つてゐる通りに、まあ予算の關係はさうだろが、この程度以外のものの検定はできませんというのを答弁してゐる。そこに労働者の賃金の、紙きれ一枚で賃金の格差があつちやならぬのですよ。ほんとうの技術の実体というものの、技術というものをほんとう

に握つて、これによつて初めて賃金の格差がつけられるならば、これは建設労働者としても認めます。しかしながら職業訓練法に基づくところの一級技能士、二級技能士の紙きれをもらつたから賃金が高いなんていう考え方があつちやならぬのです。ましてや今日の建築学をおさめた大学卒業生でも、大工の持つておられますところの技術なんてわかりやしません。この大工の持つてゐる技術というものを末端のたたき屋だから蔑視するといふことがあつてはならないのです。今日日本には大工の教育をするといふような、技能教育をするといふような学校はございません。それが労働行政をなさうとしておられる労働省が、主として事務官がその検定をして、これは文字という媒体を通ずるところの検定です。文字が多いのですよ。せんだつても文字に対するところの検定が落ちた者はもうだめなんだ、第一次の文字によるところの、文字を媒体とするところの検定で落ちたら、もう第二次の試験受けられない、こういうことで、私も実施して一年間たつたところで、この職業訓練法の実績を見ても、再び間違ひを建設省はこの法律の改正によつてしてはならないと思ふのです。そのために紙きれ一枚で労働者の賃金の格差をつけ、さうして労働者が権力に従うために、その中に文字の勉強をしただけでそれができるような方途をとつてはならないのですよ。有馬さんから、せんだつてからいろいろ伺ひました。伺ひましたが、せんだつての御答弁じゃ不十分です。実際に強制法とでもいいましょうか、こうなりますと、これは労働省の關係ではなくてく

る。学校教育法になります。所管が変わつてくる。だからあなたの技能教育なんていうものはあいまいなんです。ほんとうに今日のように蔑視され、低賃金であり、かつ法律によつて賃金をきめられておられるところの建築労働者といふものが技術の向上なんていう希望は持てないのが現状なんです。ここで一つ具体的に伺ひたいのは、北海道開発局の木村君が来ておるから伺ひますが、今日北海道では、この法律の改正に含まれておるような技能検定の問題、オペレーター技能検定の問題は今日どういふ段階にきて、さうしてこれを受けようとするところの八千人労働者との話し合いはどうなつておるか、伺つておきます。

○政府委員(木村三男君) 北海道開発局で昨年特殊車両の運転研修会を実施いたしました。これは御承知の通り北海道開発局の仕事として除雪、冬季交通対策のために除雪車のオペレーターという問題があつて、内地と違つた特殊な問題でありますので、さういふ観点を入れてまして研修を行つたのであります。そこで、今年もやはり別の講習を計画いたしております。その講習というものは、まあここに申しております検定と直接關係があるという意味ではないといふことを局長は申ししております。

それから労働者といひますか、職員組合等の反響ないしは局との話し合いがどうなつておるか、あるいは特殊な問題でどういふ点があるかといふことにつきましては、はなはだ申しわけないのですが、その辺聞いておりませんので、ただいま即答できかねるのであります。

○田中一君 北海道では検定拒否の動きがあるように私は調べておるので。なぜかといふと、私はある建設大臣といふか、北海道開発局長官に申し上げたのは、あるいはこれによつてこの検定を受け、認可証と申しますか、そういうものをもらつた者ともらわぬ者と格差が、将来にわたつての条件があつちやならぬ危険を感じるから、拒否をしてゐるものと思ふんです。一方においては、賃金といふものは、どうにもならない縛り方をしておきながら、一方においては勉強せよ、勉せいといつてしりやをたたく、これらのことは労働強化以外にないのでございませう。一面建設大臣が言つてゐる通りに、民間においては一つの技術を習得すれば、それに対する能率が上がるんですから、これに対する給与は与えなければならぬのだ、またそれを条件をよくして雇用するといふことも、建設大臣がおつしやつてゐるようなことが実態でございませう。しかし、一面国家公務員はさうはいかないんです。またさういふことを行なうとする場合には、これまたいたずらにその労働者の間におけるところの混乱があるわけなんです。この辺を一体どう考えてゐるのか。さうして建設省があるいは北海道開発局が訓練をし、検定をし、高度の技能を持った者が、民間に行けば幾らでも高い給料で働けるのだといつて、どしどし出ていったらどうなるかといふんです。それらの調整がはつきりとなかなければ、いたずらに法律をもつてやることが危険であると感じます。現在の職業訓練法によるところの訓練ですら、その訓練を受け、そ

の二級技能士の資格をとった者の就労というものは保障されておらないんです。そうして、それが受けようが受けまいが、もらおうがもらまいが、現段階における賃金では何ら関係がないんです。関係ないとは労働大臣は説明しておったんです。何がために腕一本で立っているところの建築労働者等に対して紙きれを手えるかということですね。それが国全体の建設技術の向上になるかなんか。それ以上に私は低い収入を持つて居る層の、実に希望のない、だんだん減つてくるような技能労働者の中にいたずらなる混乱を招くことが一番危険だと思ふんです。その点は一つ建設大臣、はっきりとね、態度をきめ、そうして将来オペレーターだけで、この思想考え方がとどまるものであるならば、私は残念ながら絶対反対しなければならぬ立場に立ちます。そうして、それらが労働者を対象に考えないで、事業の主体並びに請負人等を利するためのものとどまるならば、これは相当考えなければならぬと思ふんです。従つて、職業訓練法という一つの芽ばえ、思想は出ておりますから、通産大臣が電工に対するところの一切の訓練、検定、技術的な監督等を持つて居ると同じように、建設大臣は、自分の所管するところの技能範囲の検定、教育、ひいては就労、賃金等にまで一貫した対策を将来立てようという意図があるかないか、ないならば残念ながら私はこれに対してはどうしても同調できません。現に労働大臣が所管しておられるところの職業訓練法にしても、それは有馬君は上手なことを言ひけれども、私は実態を知つております。他の機械仕上工にいく青少年

は多いけれども、建築労働者になろうというところは少ないんです。千葉県でもしかり、それを職業安定所で、まあまあ機械仕上工は余りがあるから何とか君は大工の方をやれとか左官をやれと懇願して、ようやく定員に満ちるような状態なんです。私こまかい資料を持つております、全国的にこれは行政官庁で労働行政を見ておるといながら、仕事の実態も知らない。一番大事なことは就労です。これを出れば、ある期間を経れば自分が職業につけるんだという、この希望がなければ、それはもう二、三年たつたらば、もうここに建築労働者というものはなくなつて参ります。そこで必要なのは、やはり仕事を与えることができるところの建設大臣が、あなたが国の技術、総合的な利益を国が受けるんだという立場に立つたらば、あなた自身がこれを掌握して、これは職業訓練法ができる前にこれを建設省に懲懲したんだけれども、あなた方は一顧もこれに對しては耳を傾けなかつた。これは村上さん、あなたではございませぬ、あなたの前の大臣だったか、前の前の大臣だったか、これについてはる申し上げておつても耳を傾けない。それに對する全体のあなたの態度というものを一つ表明していただきたいんです。それはあなたよく知つて居るんですから。鬼丸君がちよこちよこ言うことなんじゃなくして、信念をもつて、将来日本の漸減する建築労働者の対策について、あなた自身が松野君、労働大臣と話し合つて、希望がもてる職種であるように考えをまとめていただきたい。もし今答弁できないならば、不

十分ならば次回に譲つてもかまいません。○国務大臣(村上勇) 全く私も御意見もつとも、多くの部分に共鳴いたしております。この問題は別として大工にいたしましたも、やはり今労働省で訓練、いわゆる試験をしておるようでありまして、私の考えを率直に申しますならば、田中委員のお話の通りに、やはりこれは優秀な技術を持つておる技術者がこれに對して十分、検定試験等は行なうべきものである、私はこう考えます。労働行政の面は、これはもうすべて労働省にあれば、これはもうないんですが、鉱山保安の問題が幾年前に、これを労働省で所管すべきか通産省で所管すべきかという問題がありましたが、その際に私はこれは通産省が所管すべきだ、なぜならばワイヤローフの大きさあるいはその年数あるいは製造所、あらゆる面から鉱山保安というよりな点については、工業技術院を持つておるところの試験所を持つておるところの通産省でやる、そういうようなことでこれは通産省の所管になつたのでありますが、少なくともこの技術検定というものは、そういう技術官が、建設省にはその中央地方を問わず、試験官として十分資格を備えた者がたくさんおるのでありますから、その方が私はかえつて試験に對しては合理的に行なわれたんじゃないかとも思います。しかし今これは私いろいろ申し上げるときでないのではありませんから、まあ現状のままでこれをいかによくするかということについて、労働大臣とよく相談して遺憾なきを期したいと思つております。今回のこの私どもが行なおうとしておるこの

問題は、ただいまの御指摘のようなオペレーターだけでなく、将来は道路工事における舗装工事とか、あるいは建築工事における防水工事あるいは衛生工事等についても、私ども十分その必要性を認めております。そうして少なくともこれは非常に労働強化になるようにも考えられる点があるかもしれないけれども、私どもは労働強化というよりなことに考えていないのであります。むしろそういう非常にスムーズに技術を身につけることによつて、その働く人が楽に、間髪を入れず直ちにすべてがわかつてきて、そうして本人の仕事上における、むしろ愉快に仕事をやることのできるほど技術が向上して行くと思ひます。もう一点は、これは私どもの長い経験から申しまして、今お若いときに二、三年は人間は苦勞して、そうして何かを自分が身につけておく、何かを身につけてやるといふことによつて、将来その人が非常に大成する、今北海道あるいは建設省の一下級公務員にしかすぎないかもしれないが、その人が大成して、その中から幾人かの者が必ず大成する、自分の考え方一つではなすね。ほんとうに人の美望のまとなるくらいに伸びていく人ができてくる。その人が伸びてくることによつて、今度はまたあとに続く者がその人に負けない、その人の今度は模範を示したそれについていこうとするというの、これが若い人たちの氣持であります。従ひましてこういう労働者のおやりになつておる検定よりも、もう少し私どもは高度なものをこの建設省としては検定試験をして、そうして高度なものを作り上げたい、かようなこ

とでありまして、国のためにもなると思ひますけれども、国のためだけに、御本人のために私は非常に本人がよくなる、こういうような考え方、かような法案を提出しておるのであります。決してこれを悪用して、国がその者を労働強化によつて、本人を苦しめるというようなことはいたしません。それからまた、全然他に採用される場合でも、新しく採用する場合でも、こういうような一つの、同じ高校を出ても、こういう検定試験に合格して榮養を持つておる者は、やはり本人に不都合のない限り私は優先的に、公共団体ばかりでなしに、事業会社においても優先的に採用できるものと思つておりますし、私どももまたこの検定試験を通つた者を優先的に一つ採用してほしいというようなことも訴えていけると思つております。もうこれは決して國のためというだけでなくて、本人のために、私はこういうような制度を設けるということは必要でないかと、かように考えておる次第であります。○田中一君 現在の労働省が行なつておるところの職業訓練法、まあ一年きりですから、まだまだ成果が出る段階に來てないと思ひますが、今までの考え方では、とうていあなたが満足して居るようなものが得られないのです。ことに今ほとんどに少ない数の検定を行なつて、実際の訓練よりも検定が先行して居るんです。一通り全国的に訓練所が一ぱいになつて三年たつたところに検定やるなら、これは正しいですよ。たしか三年だと記憶しておりますが、新潟とか大分、それから神奈川なんかは建築科ございませぬ、志望者がない

んです。何となれば希望がないからです。労働省の検定もらうよりも、おれの腕一本でやるというのが多いんです。いわゆる職人気質で、労働省でこんなものをされて検定もらうよりも……、そういう思想だから訓練所に入る者がいないんです。建築科はないんです。それで御承知の通り、まづ、訓練所に。それに大工さんは減っております。まあ、あまの御膳とか宮大工とかいう特殊な者以外の大工さんにしても減っております。現在では若干かつてのようないかなる制度でない徒弟制度が生まれつつあります。私は、この職業訓練法の実施によつて建設行政に携わる、また建設行政を実施するところの建設大臣が、逆にあなたの完全な仕事に阻害されることがあるんじゃないかというくらいに考えておるのです。であるから建設省は労働大臣とよく話し合つて、もしこまかく分類するならば二十幾つの職種に分かれるような建築というものは総合技術なんです。大工だけでなくものができるのじゃないんです。一番大事なのは総合的なマネージメントなんです。せめて各職の、労働省が単一な業種の訓練やっておるならば、建設省はこれを総合するところのフォーマンですね、世話やきを作る、総合的な組み立ての世話やきを作るくらいのも熱意を示さない。これは一つの道でございませう。単純技能から専門技能までのものは今の段階では建設大臣も閣議で承認したんだから、今後はなかなか話し合いも困難……、しかしながら大臣としても十分労働大臣と話し合つて、それらの了解はとつて、あなた方が主管するようになり、と同時にこれを取りまとめるところの世話やきと

いうか、まあ専門的というか、そういう言葉で表現される職階があるんです。大工の種類にいたしましても野干場の大工、穴掘り大工もあれば墨つけ大工もあれば建設の大工もいます。仮ワク大工もいます。大工だからといって一律に一つの業種じゃないんですよ。のみなとかながあれば大工だというんじゃないのです。今日の近代建築では五種類、六種類の大工がございます。これらを総合する労働省は建築大工だけっております。これは造作大工があるから建築大工という名称を使っているのしょうけれども、これらをとりますとめるところのアメリカのようにいう制度がございます。取りまとめ役、こうしたものをせめて建設省は置きなさい。これが今日の日本の建設工事——どこにしても建築にしても大事なことです。これを取りますとめ持っておる者でも、これを取りますとめ組み立てるといふ教育機関が一つもなないわけですよ。ましてや学校教育法によるところの専門学校というものは寥々たるものです。従つて私はかつて二、三代前の大臣でございますけれども、建設省に建設大学を設けろ、そして理論でなくして実際の仕事を覚えさせろということまで献策したことがございまして。またこれらの理想は捨てておりました。大学を出たという人間が大工の仕事や左官の仕事の一つも知りません。従つて私はそうした取りまとめの職長——いわゆる工場では職長です。こういうものくらいはせめて……あなた方のこの今度の業法の改正なんということはまことに残念ながら希望いたしません。単行法で出すべき性質のものです。それらに対する

とこそのお考えはどうですか。労働大臣と話し合うことが一つ、同時にまた現在の職業訓練法の範疇に入らない総合性ある技能者、技術家の養成を考えるかどうかという点について伺っております。

○国務大臣(村上勇君) 私が先ほどお答えいたしましたように、労働省としてもやはり一般的な検定をいたしておるようでありますし、しかし私といたしましては、労働省で十分訓練したその中から、またたけい御指摘のような世話やきとかあるいは棟梁というような部類に属する、一般大工のまたさらに指導的な役割を果たすようなものをきめていく、そういうものを一つまた選り出していくということが最も必要であろうと思えます。でありますから、大工ばかりでなく、先ほど申しましたような事業に対する職別につきまして、私は将来建設省としても研修所を大いに拡充強化して、そうしてこれらの目的に沿うようなものにして技術の向上をはかる人間を作っていくということを十分考えたいと思っております、このような法案を提出いたしておるのであります。これはほんとうに有意義にこれを生かして参りたいと思っております。なお労働大臣等との協議については、真剣に一つ話してみ、そうして私どもはただ単に建設省のためにどうというようなことは考えておりません。それによって本人のためにもなる、また埋もれておるものを少しでも見出してやるということ、そしてそれが結局本人のためにも国のためにもなると非常に役立つようなものを作っていくたい、というのが私どもの趣旨で

あります。御了承願いたいと思います。

○田中一君　では、中央建設業審議会
で今日組織されておりますところの建
築労働者としては約十万ございます。
これらの代表を一つ参加させて、末端
におきますところの今日の建築技能の
実態がどんなものであるかというこ
とを——どうも中央建設業審議会には
清水とか大林とか、大きな業者ばかり
集まって、信用があるから、あご一つで
大工さんが集まるものを持っておるの
です。労働法によつては直用という形
になつていながら直用しております。
親方が一つ言えば……、形式は直用になつ
ておりますけれども、これは労働基準
法違反ですよ、下請がみんな持つてく
る。従つて末端の大工、左官等が一言
も自分たちの立場からもの言えない
のです。地方にありますところの地方
建設業審議会、中央建設業審議会等に
それらのもの、末端の腕一本の技能者
を参加させる用意はございますか。

○国務大臣(村上勇君)　こういふ、技
術者のためにやることでありますから、
私は、少なくともそれらの、まあ
各種別の代表というわけにいきません
が、大体一番数の多い大工なら大工、
あるいは機械なら機械というようなも
のの代表も中に加えてそういう協議に
参加せしめる、そうして慎重な審議を
していくことが最も望ましいと思つて
おります。従つて、今後これらのもの
はやはり経験者としての立場から委員
として十分働いてもらいたい、こう
思つております。

○田中一君　そこで、今度建設省の部
内問題ですが、一体だれがそうした二

十数種にわたる職種、同じ大工にしても五種類、六種類と広範囲にわたるところの分類された職種に対して専門に当たつておるか、まあ高田参事官があるいは当たつておるのか知らぬけれども、まあ私はまだ十分に、そこまでの調査なりポストを持つておるものとは理解しておりません。だれか一人ですね、あなた方は酬け人を頼めばできるという考え方を持つてしょうけれど、も、今日どこでもそうしたような、今も、今日どこでもそういうような技能者が數が減つておるのです。だから職業訓練法という法律で、少しでもそれらの者の希望を満たすような職種として前進させるのが望ましいから、われわれは熱意を持つてあの法律は通したわけなんです。ところが不十分で、訓練よりも検定々々という、検定が商売、検定なんか二年か三年もやつたらよろしい、まず訓練です。それが望ましい、検定しなければ金が入らぬ、だから検定するのですよ。検定料五百円、免状料何千円とか入るものだから、それでよくやく……、地方がそれをやっておる、それでもって事足りたという考えを有馬職訓部長なんか考へておるのですよ。訓練が主眼でございます。財源を求めるために、いたずらな混乱を労働者の中に巻き起こすというやうな悪い政治をやつておるのです。従つてこれらの実施というものは労働省が考へておるやうなものではない、職人の階層というものは、建設省の中には一課設けていただきたいのです。文字でなくて伝承されるこの日本の建築の美しさ、建築美。最近の外国の雑誌をごらん下さい。日本の建築様式に至るところに取り上げられておる。ことに

アメリカなんか全くのブームです。だがやっております——総合的には日本の建築家といえますか、これらを積み上げるのは日本の職人です。ドイツにおいてもその通り。まことに日本の建築のよさというものが、日本人以外の世界の技術者によって再発見されているのが今です。これを身につけているのが今

の日本の大工なんです。それこそ収入も生活も顧みずして、自分の技術に一本調子にぶち込んでいる職人も多々あるのです。これが多少目ざめてきております。弟子を持つて持てない、労働基準法によって持てない、そうして、それこそ中学を出たくらいからほんとうに身につけた技術でなければ、よそに目移りしてだめなものなんです。蔑視され低収入のこの職人のあり方は、残念ながら労働省が考えているような程度のものでは救われません。私は建設省の官房に一課を設けていたきたい。担当の人間を作っていたきたい。これは建設大臣の権限でできます。設置法には関係ございません。そこまでの腹を持って、日本の谷間の暗い技能者を明るみに出すことが必要でございます。建設大臣のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(村土勇君) 全く御意見の通りでありますが、日本のこの古代からの歴史と伝統を持つ、世界的に絶対のまねのできないいいものを、われわれはこれをだんだんと見失おうとしておることは、まことに遺憾であります。機構の問題につきましては十分検討してみたいと思いますが、いずれにいたしましても、そういうものを残すということよりも、これをますます強化して、そうして今日の、これから

の日本のこの国のあり方というものの
を、私どもは十分考えていかなければ
ならぬと思っております。従つて、ま
あ今、私ここで即答はできませんが、
これをどういうふうにしていくかとい
うことについては、しばらく時間をか
していただいて、私も真剣に考えてみ
たいと思っております。

○田中二君 労働省は、応の検定をする、また職業訓練を施して——職業訓練は三カ年です。そして就労については責任を持っておりません。私は建設省は、今大臣の答弁のように、熱意を持って、この労働者を掌握するためのもの、ポストを作る、あなたの方は建設業者を握っております、請負企業というものがあから業者を握ればいいが、それからは、技術を守るためにはその労働者の集団というものを、これは認めざるを得ないのです。そうして、取りまとめのできるような高度の総合性にある技術の掌握者を養成すると同時に雇用の問題を考えていただきたいのです。労働省は当然労働者の配置については責任を持つはずでございますけれども、少なくとも建設労働者に対しては関心を示しになっておらない。当時の労働大臣の石田博英君も、これに

対しては何らの手を施すことができないといふこと、私は答弁から印象を受けております。仕事を握っているところの建設省は、少なくとも、一応中央建設業審議会等を持つほかに、雇用の委員会ぐぐいをお持ちになっていただきたいのです。雇用の問題を考えると、現在は非常に不十分です。そうして職人が足りないのです。一体日本の建設労働者は、幾らあったらいいのかという問題から出発しなければなら

りません。そうして今後日本に行なわれるところの建設事業というものが、どう発展すべきかということも考えなければなりません。

これらの問題等につきましても十分に、行政を主体に考えるのでなくして、事業を主体に考えていただきたいのです。建設業者というものは、請負業者です。営利企業でございます。従つて、その傘下に入るところの労働者の実態というものを十分お調べになるのが一番正しいのであるか、先ほどの検定で免許状を出す、労働者に対しては、紙きれ一つでもつて、その労働者を評価してはなりません。実態というものを知り、そうして片づけなければならぬのです。そういう制度が、学校教育法で持たされる場合には、これまた学校という一つの過程を経た者は認めましよう。しかし、現在職業訓練法に基づくところの技能検定とか、これらのものは、何ら価値のないものでございます。受ける者は、受けてよろしい、受けない者は、受けないでよろしい、それらは、何ら賃金には関係ないということは、当時提案者である労働

大臣は、はっきり言明しております。速記録をお調べ願いたいと思うのです。

そこで、受け入れ側に回っておりますところの建設大臣は、これらに対する後の、職業訓練法で足りない面を、どうか受け取っていただきたいと思うのです。それに対する御所見を伺います。

○国務大臣（村上勇君） まことに私は、当を得たけっこうな御意見だと思

います。少なくとも労働省で検定に合格した者、あるいは一級、二級という段階をつけた者は、どこかの職域に行っても、それだけの価値で買う、買うというのではなくて採用するといふように、権威あるものであらうと思ひますが、そういうような人たちの今後職域、いわゆる雇用の問題について、十

定を取つて、宝の持ちぐされになるおそれがあります。その点を私ども、十分に今後考えて、それを実行に移していくことが一番大事だろうと思ひます。

でありますから、建設省は、別に労働省のおやりになっていることについて、これを建設省が、どうこうということとは申しません。労働省で、十分訓練していただいて、それで、それに行つても、検定は権威ある、どこに行つても、十分高く評価されるような権威あるものをやつていただきたいと思ひます。で、この法案にある建設省の所管に関するものに對しては、十分、以上のことを私は念頭に置いて、そうして本人のために、どこへ行つても間違いない、十分受け得られるような検定方法を講じて参りたいと、かように

思っております。

○田中一君 この法律案にある技術の向上、これを裏返すと、機械化という点につきましては、どういう見通しを保持しておりますか。

たとえば、おそらく労働省の職業訓練法の中にも、そのワクを、有馬君が callback してしまつたけれども、ブロック法というのが、おそらくあると思うのです。私、最近考えておりますのは、いろいろなこの、何と言いますか、

ちよつとアメリカで、最近盛んにやつておりますところの化学、——何かそのビニールのようなもので作った建築なんかもあるのです。これは、一つの合理化の問題でしうけれども、それから機械化、材料を使つて、どうするかという問題、それから機械化の問題ですが、これを見通しを立てていただ

最近私がびっくりしたのは、八階建ての何と言いますか、あそこの晴海埠頭に八階建ての鉄骨ブロック建ての建築がようやくでき上がったのです。小野田セメントが、自分の中央研究所というものを作っておりますが、これを見てびっくりしたのです。れんが積みなどというものは、日本のような地盤困では不向きであるといわれたものが、八階建ての、全部ブロック積みなの、建築ができていますのです。

従って技術の向上、あるいは機械化等は、この程度に考えておるか、これは建設大臣、建築業界にまかせればよろしうです。

しいという性質のものじゃございませ
んよ。少なくとも公共事業を主管し
ているところの建設大臣は、建築一
つの積み方にしても、当然研究すべ
きであります。これは建築研究所、土
木研究所でやっていると思いますが、
たとえば重機械の方にいたしまし
ても、道にしろ、何にしても数々ご
さいいます。これらに対する見通し
というものの立てなければならぬと
思います。そして、その見通しに立
って訓練のや

もう、この辺でやめますが、御承知の建設業法は、二十六年でしたかな、五年でしたか、出たときに、一応、請負業というものの金額を政令で抑ええました。それは三十万円以上を請負業の業務とする、こうきめてあるんです。従つて、国税局では、事業税の対象とするものは、一件三十万円以上の請負工事をもつて、これを対象としておりました。二十九年でしたか、それを、実際にそぐわないといふので、五十万円に伸ばしたのでございます。ところ

が現状においては、もはや百万円の工事といえますと、住宅金融公庫の工事、整地等も入れますと、約百万円になります。従って、これは大工さん一人で適当にできる仕事なんです。でありますから、おそらく国税庁も、実情に対する理解もあると思いますから、百万円まで限度を上げて下さいということ、これは、もう請負なんという性質のものじゃないのです。いわゆる請負業の登録を受けておるものがないしおられます。たかだか十五坪やそれらの仕事はしておらないのです。それは、二百戸とか五百戸とかとまとまりますと、する物好きもあるかもしれませんが、今のような建築ブームの時代には、全く町の大工さんが、これをやっているのです。請負の範疇に入らないのです。

従って、これを百万円まで限度を上げていただきたい、この点については、官房長なんかも、十分に知っていると思います。従って、それに対する見解を、大臣、言えはいいのですよ、ちょっと政令を直しますと。政令ですから、あなたの権限ですから。なおその問題については、国税庁とも打ち合まして、必ず実態に合うような限度の引き上げはいたしましょう、という答弁を受けたのでございますが、その点、いかがでございますか。

○国務大臣(村上勇君) まあ大体、常識的な御質問であります。一応ランクを上げていくということになりますと、中央建設業審議会等にもちよつと相談した上で、今の御趣旨に沿うような方向に持っていきたいと思っております。

私は、もう今のこの段階では、百万円というたつて全く微々たるものでありますからそれが常識だと思ひます。一応相談するところは、多少相談しないと、全然、何も相談なしにやりますと、あとで何か、いろいろと問題が起きる場合がなきにしもあらずですから、一応相談して、御趣旨の通りに、私はやりたいと思っております。

○田中一君 清水建設なんという、あいう会社は、一日一億円消化しているのです、一日一億円。いわゆる三百六十五億円以上の建築工事をやっているのです。これは、もう話にも何にもなるものじゃないのです。人間は、どうか、人間、たくさん動いておらない、従って、もう常識なんです。ですから、今あなたの答弁で、一応今のところは了承いたしますが、そのかわり、その中央建設業審議会に、必ずこれらの代表を二、三名入れることをお約束していただきたいと思うのです。一方的にきめられては困るのです。それらの層の代表の意見が入らない審議会というものは、あなたのよう、ほんとうによく理解をもつて、労働者の生活、労働者の実態に対して理解をもつておる大臣ならば、必ずそれらの意見を聞かなければならぬと思ひますが、発言の機会に、中央建設業審議会でございますから、それをあなたに、必ずその代表に入れて意見を聞いて、ということに理解します。

同時に、また税等のこともございまして、またこれ、事業税だつて、大したところございません。実態においては、こんなもの、三つか四つに割つてもいいのです、百万円のもの。あるいは形式としては、実費精算の形でもつてやつてもできるのです。こういう合法的脱法的なところに労働者を追い込んでいけません。明文化すべきであります。

この点は、同時にまた、国並びに公共団体と契約をする場合においても、それらのものが、どうしても請負契約というものを締結しなければならぬんです。——国並びに公共団体の場合にはですね。これは制度が悪い、実態というものは、何ら請負じゃないんです。そんなものは請負でないけれども、現在の会計法からしますと、どうしても請負契約というものを結ばなければならぬんです。よ、ほかの形式じゃ、国が認めておらないんです。従つて地方公共団体も、その他の形式は認められないんです。だから、まあこれは国も税金をうんと取ろうと思ひから、そういう形式を大蔵省が持つておるのかもしれないが、実態にそぐわないというところ、もうあなた、今お話のように御存じなんですから、その点は、それらの階層の意見をも含めたい——という、審議会の委員として入れて、これも政令で、大臣の権限でございまして、それらの点も、十分にお認め願へるものとして了承いたします。

そこで、有馬さんに何つておきますが、私が知る、こうして建設大臣に、いろいろな質問をしておるのも、全くあなたの方で、所管しておりますところの建設関係の労働者の将来を心配するからなんぞでございます。どうか一つ、あなたの役目は、法律には、なるほど検定という事項はございましてけれども、訓練を重点に置いて、どうか青少年に希望を持たすような方向に進めていただきたいんです。

まあ三十五年程度は、一つ検定なんていうことはおやめになって、そうして、財源は別の方途でもつてお求めになるようにお願いしたいと思ひます。そうしてあなたの方に競合しないような一、二の問題について、建設大臣に希望しておきましたけれども、これに対する労働者のあなたの見解としては、どうお考えになりますか、一つ最後に何つておきたいと思ひます。

いろいろ申し上げたために、そういう訓練、そういう検定は、おれの方でするよと言つては困るんで、一つ何つておきます。

○説明員(有馬元治君) いろいろ有益な御意見をいただきました。……私どもも、訓練と検定をやる基本的な立場は、必ず産業省と、技術官庁と、密接な連絡をとつてやっております。建設関係の職種のみならず、ほかの職種についても、すべて同様でございます。

特に建設関係の職種についての訓練、検定は、あげて建設省の御協力を得てやっておりますので、若干御心配になり過ぎた面があるかと思ひますが、その点は、今後ともわれわれ建設省と、十分連絡をとつて先生の御心配のないように運営して参りたいと思ひます。

○田中一君 北海道では、これは北海道開発庁長官に伺うんですが、先ほど木村監理官が行つておるうちに、建設省の各地建が行つたと同じような訓練、検定を強行しようとしておるんです。だいたい強い反響があるようで、その心配はいろいろあると思ひますので、これらの点を十分に御調査の上、

一片の通牒で、それを強行しないようにしていただきたいと思ひます。すべて理解の上に立つて実施していただきたいんです。

それで、今、木村君の方で、何か情勢がおわかりになつたらば、おわかりになつたでけつこうですが、それを答弁していただきたいと思ひます。その点については、一つ実態を御調査の上、無理のない形でやると、そうして、一番最初に言つておるうちに、それが職階、賃金、それからひいては、全体の勤務評定のなことであると、これまた問題がこじれますから、両面の影響というもの、両面というものは、しなければならぬという面もあるのです。それが勤務評定の必要にならなければならぬという面もありません。なつてはならぬという面もございまして。少なくとも十分なる国家公務員の給与の実態から見まして、それらのものが、将来に対する勤務評定のなつてはならぬと思ひますので、その点を、十分に実態を調べて、大臣とも相談してお取りきめ願ひたいと思ひます。今答弁できれば、その答弁を伺つておきます。

○政府委員(木村三男君) 北海道の特別な事情をいたしましては、オペレーター等の技能系統の職員が、非常に数が少ない。そういう関係もございまして、いわゆる講習の方はやつておりますが、検定といふ問題になりますと、不合格になつた場合、どうするかとか、いろいろな心配もありまして、その点、局と組合側と、いろいろいきさつがあつたようでございましてけれども、その内容、具体的な問題につきま

しては、残念ながら、私ここに、十分にお答えできる調査はできておりませんので、御指摘の点をよく考慮いたしまして、上司と相談いたしまして、遺憾のないように取り計らいたいと思います。

○田中一君 木曜日に委員会を持つ予定になっておりますから、それまでに一つ、御答弁願いたいと思います。

○政府委員(木村三男君) そのようにいたします。

○田上松衛君 ようやく審議が軌道に乗って、核心に触れたところで十二時半になって、まことに残念だと思つてます。ただ、これ以上くどいことを申し上げると御迷惑だと考えますから、ただ考え方の点だけを、基本的な問題だけをお伺いしておきたいと思つてます。

一体、建設業法の一部を改正する法律案、これについて、むしろ国民が納得し、あるいは要望し、歓迎するといふゆゑは、提案の理由の第二に記されてあるところの、最近における技術の進歩に即応して、建設工事の施工技術を保証し向上せしめる、私は、これが目的のほうなんだと思つてます。ところが、どうも今までの政府側の答弁を聞いておきますと、主客転倒といえますか、本末逆といえますか、ただこの問題は、検定だけのことを取り上げています。言いかえるならば、建設業者の登録条件を整備しよう、そういう形で出ておるような気がしてしょうがないのです。答弁を聞いておれば聞いておるほど、重要な、大きな主目的についてのもので、まあそういうあれだったら考えてみようとい

うようなことになってしまふわけですから。

そこで、私の理解し、あるいは希望したい点は、あくまで主目的は、こういうことであつて、今の第一段の問題、すなわち検定と称するようなのは、この主目的の単に一つの手段にすぎないのだと私は理解したいのです。が、そうとて差しつかえないですか。

○国務大臣(村上勇君) 全くその通りであります。

○田上松衛君 そういふことであれば、一応聞いておきたいのですが、検定によつて、一度獲得したところの称号、技能士といふますか、施工士といふますか、そういうような称号は、これは永久のものかどうか。

○国務大臣(村上勇君) これはもう、その本人としては、永久にその称号をもちつておられることになりま

○田上松衛君 田中委員の方から核心をついておられたのですが、こうした称号を持ちおられる者に対して、今後、常に新しい知識なり技術なり、そういうようなものを授けるような機会が恵まれるような特典があるかどうか。言葉をかえて言うならば、いわゆる訓練といふますか、私が言うのは、全般的訓練にあらずして、この資格をとつた者に対する将来の訓練なんです。そういうことは、お考えになっておるかどう

○国務大臣(村上勇君) それは、この法律の中では、別に検定に合格した者の訓練といふことは明記いたしておりません。これはしかし、その人の職域において、検定に合格した人の、その職域で、十分より一その訓練ができ

るものと考えておられて、これには、明記いたしておらないのでござい

○田上松衛君 現在の時点におけるところの資格者といふものが、必ずしも将来の建設技術の進歩に即応できるかといふことについては、私は大きな疑問があると思つて

たとえば、建設であり、道路であり、ダムであり、さらには船舶であり、そういうようなものを考えてみても、これらの規模であるとか、材料であるとか、あるいは使用する機械器具であるとか、こういうようなものは、科学及び技術とともに、大きな変革が、私はもうそれこそ、日進月歩の姿で、これは行なわれるに違ひない。これは自然なことだと思つて、従つて、前申し上げた今日の資格者、必ずしも今後にそれができるとは考えられな

い。どういふですけれども、いろいろな称号、博士ですか、ということをお考へて、理学博士、昔の第二号を持つておつた、第三号を持つておつたといふような称号は、今日の新しい時代にはへにもならぬ。極端に言うならば、博士は、ばかぜだと非難されるほど、役に立たぬようなものに、世の中は、どんどん進んでおるわけです。こういうようなことを考えてみますと、一たび合格して、もつた称号が、それを建設業者の登録条件として、これを持つておられたいといふというやうなことで足りるといたしますならば、そういうやうなことに依存して、勢頭申し上げた技術の進歩に即応して施工技術を保証していくんだといふやうなことが、一体言い得るだらうか。

大きな疑問を持つのですが、それについて、どう考えるか。

○国務大臣(村上勇君) これは全く御指摘の通りに、この法律には明記いたしておりませんけれども、少なくとも今の段階の検定に合格した者が、十年先も、やはりそれだけの力があるかといふことになりまして、これはもう、全くあるとは言えないと思つて

た、現段階における技術の検定に合格したといふことだけでありますから、やはり何年か一度、また問題を変えて、その都度の必要であるといふやうなものを、問題を変えての技術試験をする必要があるんじゃないかと思つて

しかし、まあ今それでは、一つ法律の体をなさないと思つて、一応現段階においては、こういう技術試験をする、検定をするといふことにいたしてお

○田上松衛君 冒頭申し上げたように、この案を出されたお気持が、どうも本末転倒、主客転倒だと感ずるゆゑ、私は、実にそこにあるわけなんです、私の申し上げることは、どう考へてみても、これは、ただ検定をするんだ、そのことのために、これが出されたやうな気がしてしょうがない。それじゃ

国民が納得しないはずですよ。それは、一つの手段だけじゃないかといふのです、そんなことは。

そこで、申し上げておきたいことは、田中委員の言われたのは、一つの訓練といふことをつけ加へてのお考へについて、あるかなしかを聞かれたわけですが、どうも、それについて

○政府委員(鬼丸勝之君) この訓練の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、設置法の改正点いたしましたので、民間からの委託を受けて建設研究所がオペレーターの養成訓練をや

○田上松衛君 説明が足りないから、ちよつとポイントが合はなくなつてしまつたわけですが、私が申し上げておるの

これは永久のものだと言われるから、それが、将来に一体即応できるかといふ、そこから見て、永久のものであるとするならば、そしてそれを置くことによつて、登録条件といふものが成立されるのだという結果になつていくならば、これについて、常におくれない知識と技術を授けることが必要でないのか、その点からしての私は、訓練といふことが適当でなければ、一気持はおわかり願ふと思つて

なんです。それについて、お伺いしておるのです。

○国務大臣(村上勇君) ただいまの御意見は、全くその時代々々におくれないようにしなければいかぬという田上委員の御発言は、私ももしごくもつともだと思っております。ごもつともは御意見でありまして、この点に關しましては、この本法案に明記いたしておりませんけれども、十分私も検討いたしまして、何とか、そういう一番大事な機械化、あるいはすべての技術が進んで参りますので、それにおくれないようにするには、いかにすればよいかという点については、十分検討して、何らかの措置を講じていきたいと思っております。

○田上松衛君 お聞きしたい点がたくさんあるのですけれども、相当時間が過ぎておりますから、きょうは、この程度に打ち切っておきます。

○委員長(岩沢忠義君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岩沢忠義君) それでは、本日の審査は、この程度にいたしまして、次回は四月二十一日午前十時より日本道路公団法の一部を改正する法律案、建設業法の一部を改正する法律案を議題として開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、二級国道宇都宮米沢線の一級国道編入等に関する請願(第一八八九号)

一、道路五箇年計画の新規策定に關する請願(第一九〇〇号)

第一七五六号 昭和三十五年四月一日受理

佐賀県唐津呼子線等の国道編入等に関する請願

請願者 長崎県唐津郡浦町 議會議長 岡野熊四郎 外十七名

紹介議員 藤野 繁雄君

大陸と本土を結ぶ最短距離の路線は、対馬、壱岐、呼子、唐津の線であることは、地理的、歴史的に見て明らかであり、これが将来大陸貿易の重要幹線となるのは必至のことであるが、本線路中の主軸となる佐賀県唐津、呼子線並びに長崎県唐津、郷の浦、印通寺線(壱岐)の現状は共に整備不十分のため、これが利用度は半減され、関係地区産業、経済、文化、観光の発展を著しく阻害しており、これを整備補修することは緊要事であるが、遺憾ながら地方財政だけでは、とうてい達成困難であるから、両県道を国道に編入せられ、すみやかに整備補修を実施せられたいとの請願。

第一八八九号 昭和三十五年四月六日受理

二級国道宇都宮米沢線の一級国道編入等に関する請願

請願者 福島県議會議長 伊藤 勲

紹介議員 松平 勇雄君

二級国道宇都宮、米沢線は、宇都宮市を起点とし、鬼怒川、阿賀川のけい谷に沿ひ福島県の会津盆地を貫き、山形県小幡川けい谷を北上して米沢市に至り、一級国道十三号線と連絡し、その間、栃木県今市市、藤原町、福島県田島町、会津若松市及び喜多市等重要な地方都市を経由する延長百九十五キロメートル余に及ぶ産業経済並びに観光上の重要道路であり、これが改良整備は焦ひの急務であるから、すみやかに、二級国道宇都宮、米沢線を一級国道に編入せられると共に改良整備の早期実現を達成するため大幅な国費計上の特別措置を講ぜられたいとの請願。

第一九〇〇号 昭和三十五年四月七日受理

道路五箇年計画の新規策定に關する請願

請願者 滋賀県議會議長 古川 俊一

紹介議員 村上 義一君

昭和三十三年度から実施されつつある第一次道路整備五箇年計画は、重要路線九千三百七十キロの改良と八千七百キロの舗装を取り上げたものであるが、この延長は県道以上の道路の総延長に対して七パーセント程度にしか当たらなず、全国道路の総延長に対しては一パーセント程度にしか当たらない。しかるに自動車は、ほうはいとして全国道路網に満ちあふれようとし、未計画路線に対する改修が切実に要望され、既定五箇年計画のわくをもつては、とうていこの要望を満たすことは困難となつてきたから、既定道路整備五箇年計画は昭和三十五年度をもつて打ち切り、新たに昭和三十六年度を

初年度とする拡大道路整備五箇年計画を策定せられたいとの請願。

四月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本住宅公団法の一部を改正する法律案

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第八号中「前七号」を「前八号」に、「施設」を「第三号及び第五号の施設に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「(以下本章において「施設」という。)」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 市街地において建設する住宅の用に供する宅地の取得(借地権の取得を含む)を容易にするため、当該住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが必要かつ適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(投資)

第三十一条の二 公団は、建設大臣の認可を受けて、公団の管理に係る住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設若しくは管理又はその居住環境の維持若しくは改善に關する業務を行なう事業に投資(融資を含む)をすることが出来る。

第三十二条中「施設」を「第三十一条第三号及び第五号の施設」に改める。

第五十八条を次のように改める。

(他の法令の準用)

第五十八条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国又は国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六十一条第一項第一号中「第四号第三項」の中に「第三十一条の二」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十五年四月二十二日印刷

昭和三十五年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局